

令和4年度定期監査（前期）の結果に対する措置状況の公表について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により実施した、令和4年度定期監査（前期）の結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があったので同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和4年11月21日

江別市監査委員 中村 秀春
江別市監査委員 相馬 芳佳

所管課等	監査結果（内容）	措置状況の概要
市立病院事務局 医事課 R4. 7.21監査 R4. 11. 7報告	【契約事務について】 「令和3年度オンライン保険資格確認・薬剤情報連携導入業務」委託契約において、仕様書及び設計書の作成が不適正であるため、それを参考に策定する「予定価格」について、契約の目的となる物件又は役務に関する取引の実例価格や需給の状況、数量の多寡などの考慮すべき要件が十分でないなど、不適切な事務処理が散見されたことから、今後は江別市病院事業契約規程等の法令を遵守し、適切な契約事務の執行に努められたい。	【措置済み】 本件について課内で情報を共有し、予定価格の策定に当たっては、その根拠となる仕様書及び設計書を適正に作成するよう改めました。 具体的には、電算関連委託業務の設計に当たり「電気通信関係技術者等単価」を用いて積算するなど、実例価格等を考慮して設計書を作成するようしました。 今後は江別市病院事業契約規程等の法令を遵守し、適切な契約事務の執行に努めます。

揭示期限：令和4年12月5日